

令和 6 年度第 1 回

廿日市市地域包括支援センター運営協議会会議録

廿日市市健康福祉部地域包括ケア推進課

1 日時

令和6年7月10日（水）午後7時00分～午後8時30分

2 場所

山崎本社 みんなのあいプラザ 3階 講座室

3 出席者

(1) 委員（10名中10名出席）

大久保会長、堀副会長、井上委員、川村委員、河内委員、高垣委員、高浜委員、寺田委員、中野委員、藤田委員

(2) 市

向井健康福祉部長、畑板健康福祉部次長、高下地域包括ケア推進課長、友重地域包括支援センター所長（西部、さいき、おおの兼務）、横山地域包括支援センターさいき所長補佐、地域包括ケア推進課職員（事務局）

(3) 地域包括支援センター

山野所長（地域包括支援センターはつかいち東部）、西野所長（地域包括支援センターはつかいち中部）、友重所長※再掲、横山所長補佐※再掲

4 内容

(1) 部長あいさつ

平素から市高齢者福祉行政の推進に理解、協力及び、当運営協議会委員の委嘱について快諾くださったことを併せてお礼申し上げます。

日本の高齢化の加速度的な進展は単身高齢者世帯や認知症患者等の増加を促進させている一方で、少子化問題や介護人材等の支え手の確保に苦戦している状況からも伺えるよう、高齢者を取り巻く環境はますます厳しさを増している。

高齢者に関する相談窓口として最前線に立っている地域包括支援センターの総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防支援業務といった本来機能の発揮の持続可能性が担保され、究極的には「属性や世代を問わず、誰もが安心して暮らし続けられる廿日市市」の実現に寄与することが期待されている。

市の責務としては、地域包括支援センターがいかに本来機能を発揮しやすい環境を整えられるかという点が大変重要で、そこには多種多様な知見を持つ委員の皆様からの意見が欠かせない。本日も活発な協議をお願いする。

(2) 会長及び副会長の選出

委員の互選により、会長は大久保委員に、副会長は堀委員にそれぞれ決定した。

(3) 報告事項

※ それぞれ配布資料に基づいて職員から説明した。

ア 令和5年度各地域包括支援センターの事業報告について

【質疑応答】

➤ 大久保会長

3 ページ、相談支援件数を見ると、東部の件数が多いように思うが、スタッフ数は廿日市地域の各地域包括支援センターとも大差がない。このように1ヶ所の業務が多忙な場合、他のセンターに業務を依頼することはあるのか。

➤ 山野所長

やむを得ない場合は、利用者に待っていただくか、地域包括ケア推進課へ相談するようなことはある。

事業所の立地上、担当地区外のことに関する相談事や人口規模の面からも相談が入りやすいセンターではある。

➤ 堀副会長

7 ページ、令和5年度高齢者虐待対応件数について、佐伯地域における9件の対応実績は、地域別の人口割合で見ると高い気がするが、その理由について教えてほしい。令和4年度についても9件の通告があったが認定はゼロと聞いている。この中に継続中の者が含まれるのかも伺いたい。

➤ 友重所長

各年の9件の相談についてはそれぞれ別な相談内容である。9件中5件を虐待認定し、さらにその内2件は終結している。いずれも経済的虐待の事例で、1件は福祉サービス利用援助事業「かけはし」申請中に対象者死亡、もう1件は「かけはし」による財産管理支援につながった。

継続対応中の3件中2件については、身体、心理、経済の3要素を含む事例で、そのうち1件は経過観察中、もう1件の対象者は施設入所の予定で、本人の年金受給についての支援等にあわせて、その子の経済的支援として生活支援センターと連携して対応している。

残り1件は身体的虐待で、関係機関と連携し支援を継続中である。

➤ 堀副会長

8 ページ、介護支援専門員への支援の内、「その他」の内容を教えてください。

➤ 友重所長

介護支援専門員から地域包括支援センター職員に対して、センターの体制変更や制度改正、家族支援等に関する質問や相談を受け付けた。

➤ 堀副会長

13ページ、1月と3月に行われた「すずらの会」の当事者は同じ人か。また、その周知方法について知りたい。

➤ 高下課長

1月と3月それぞれ3名中、2名が同じ人である。

周知方法について、広く告知等はしておらず、各地域包括支援センターから、もしくは認知症地域支援推進員から気になる人やその家族等に対して直接声掛けをしている。

当事者の家族の中には「知られたくない」という気持ちの人もいることから、オープンな形で開催している「認知症カフェ」とは違う形態で実施している。

➤ 大久保会長

参加者や会場はどうか。

➤ 高下課長

認知症地域支援推進員、地域包括ケア推進課職員、認知症家族の会の代表が参加し、あいプラザで開催している。

➤ 堀副会長

知られたくないという家族の思いもわかるが、この度、まるごとサポートデスクにて「はつかいちひきこもり支援ステーション」を設置したことによって、逆に支援につながりやすくなることもあると個人的には思った。

➤ 堀副会長

15ページ、地域包括支援センター収支報告にある業務委託料が計上されていないのはなぜか。また、中部と比較してその他の費用の差が大きいこと、そして、収支全体で見たときも東部は市に返金が生じ、中部は不足しているということについて理由を伺いたい。

➤ 山野所長

令和4年度は500万円弱を計上しており、この年は、外部の医療法人からの出向者を受け入れており、それに要する費用を業務委託料として計上していた。令和5年度は当法人の職員のみで運営しているので、その費用が発生しなかった。

その他の費用については、市と当法人の勘定項目が異なっており、市の勘定項目に該当しないものをその他の費用として計上している。主な内容は職員の健康診断、福利厚生費等である。

さらに、市への返金が発生した理由として、4月から、当初予定していた職員数よりも1人少ない体制で運営したため人件費に余剰が生じた

ためである。

≫ 西野所長

収支にマイナスが生じた主な要因としては、予期せぬ施設の修繕が発生したことが挙げられる。

➤ 堀副会長

委託になった当初は私たちも不安があったが、今ではとても頼れる存在としていてくれる。従来は民生委員児童委員の定例会には市の職員が来ており、異動の度に新たに着任した職員との関係構築が必要だったが、委託になって顔見知りの職員が毎回参加してくれており、自分の地区を担当してくれているという身近な存在で安心感につながっている。さらに地域包括支援センターはつかいち中部は土曜日も対応してくれることもあり、大変感謝している。委託ならではの柔軟に対応いただいている。

イ 令和５年度各地域包括支援センターの事業評価について

➤ 大久保会長

いわゆる自己評価になっているが、全体がわかる人が評価をする方がバランスが取れていいのではないか。

≫ 高下課長

各地域包括支援センターの自己評価後に、地域包括ケア推進課でヒアリングを実施し、評価の適正性を確認している。全国的な指標を用いており、過去はできていない項目が多かったが、全国どのセンターもできている項目が増えてきたため、次回からは新たな指標に基づく評価に変更される予定である。

ウ 令和６年度各地域包括支援センターの事業計画について

※ 質疑なし

エ 指定介護予防支援業務等の一部委託について

➤ 大久保会長

介護支援専門員の数に応じて委託しているとのことだが、高浜委員、バランスについて意見いただけないか。

➤ 高浜委員

８人から９人の介護支援員が属している事業所あれば、１人しか属していない事業所もあるので一概には言えない。

関連する情報として、令和６年４月以降、１人あたりの介護支援専門員が担当できる介護予防やケアマネジメント件数が緩和され、担当する件数上限が３５件から４０件へと増えた。

➤ 堀副会長

次回以降、一覧に各事業所の介護支援専門員の人数を記載してもらうと良いと思った。

オ 高齢者虐待の防止のための指針の策定について

※ 質疑なし

カ 感染症の予防及びまん延防止のための指針の策定について

➤ 大久保会長

感染症はどのようなものを想定しているのか。また、保健所の関係はないのか。

➤ 当初は新型コロナウイルス感染症のような、いわゆる新興感染症について絞るといった案もあったが、結論的には幅広い感染症に対応できるように作成した。

感染症に関する研修の際には、保健所のほか、認定看護師にも協力してもらい実施するよう計画している。

(4) 協議事項

ア 地域包括支援センターの機能強化等に係る基幹型センターの設置について

➤ 大久保会長

現場の了承されているものとして認識して問題ないか。

➤ 高下課長

お見込みのとおり。

➤ 大久保会長

現場で問題ないということであれば良いと思う。進めていただければと思う。

(5) その他

ア 地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

➤ 大久保会長

主任介護支援専門員の資格を持つ人は地域に少ないように思うがどうか。その上、資格を維持するのも難しいのではないか。

➤ 畑板次長

仰るとおり、本市では、ベテランの主任介護支援専門員の方にも活躍いただいているところだが、全国的にも必要数の確保を懸念しての法改正だと解釈している。

本市においては、現時点では基準数を確保できているが、将来的には、

中山間地域等において確保が難しい状況になった際、この制度に則って、例えば佐伯圏域廿日市西部圏域とを合わせての人員配置という対応が可能になる。

➤ 大久保会長

主任介護支援専門員に準ずる者とは、「主任」ではない介護支援専門員も含まれるということか。

➤ 高浜委員

主任介護支援専門員に準ずる者の説明としては、「介護支援専門員としての実務経験が5年以上である者を追加」と記載されているので実際には主任介護支援専門員としての資格がなくても良い。主任介護支援専門員資格を取得する場合は、専任の介護支援専門員として5年以上の実務経験が必要という要件があるが、この改正によると、主任介護支援専門員ではないが、それに準ずるという形で、地域包括支援センターでいう3職種の内の主任介護支援専門員として設置しても良いという認識である。

5 閉会